

地方鉄道の活用に関する制度的・財源的支援を求める要望書

京都議定書の発効が確実となり、環境問題への対応はますます緊急の課題となってきました。また道路交通負荷の緩和、移動制約者のモビリティ確保、交通事故の防止など、多くの観点から、地方都市においても鉄道の活用が期待されています。

このような状況のもと、鉄道事業者は合理化を進め、安定かつ安全な鉄道の運行維持を目指してきました。また沿線自治体や住民においても、財政的な支援や、鉄道の利用促進運動を展開する等、鉄道の運行維持に協力しています。また一畑電車の事例にみられるように、以前より沿線の住民、地方企共同体が努力を続けて鉄道を支え、さらに新たな存続の枠組みをめざす事例もみられます。

しかし全国を見渡すと、続々と廃線の危機が訪れています。全国の JR 地方交通線、地方民鉄、第三セクター鉄道、整備新幹線並行在来線が存在する市町村をリストアップすると、およそ 1,100 の市町村が存在します。去その周辺市町村からの利用も考慮すると、全国でおよそ 2,000 の市町村が地方鉄道に何らかのかかわりをもっています。もし地方鉄道が現在のままのペースで衰退して行くと、これらの町が、核を失って崩壊してゆく上に、社会的に多くのマイナスをもたらすおそれがあります。

その一方で、平成 9 年には、都市計画中央審議会において、「公共交通を都市において欠かすことのできない「都市の装置」として位置付けるとの答申が提出されています。

国および関連機関におかれては、鉄道が個々の事業者の営利事業であるにとどまらず、地域の基本的な社会インフラという点で道路と同等であることに鑑み、次の事項について、特段のご配慮を賜りますよう、ここに要望致します。

- (1) 道事業者が経営努力を行い、あるいは地方公共団体が適切な支援を行い、鉄道の存続・活性化の意思を明確にして具体的な計画を策定しても、なお経営が困難な場合、適切な財政上の支援の措置を講じること。
- (2) 既存の鉄道の機能活用により道路整備の必要性を緩和し、あるいは道路交通に起因する渋滞・公害・事故の軽減に寄与すると予刺される場合、鉄道の近代化、および都心部乗り入れ施設の整備に対して、道路財源の用途拡大を可能とすること。
- (3) 安全面、環境面、経済面において、将来にわたって持続的で質の高い交通体系が維持され、新幹線・在来幹線・生活交通線・バス・マイカーなど、それぞれの交通モードの機能が適切に分担されるように措置を講じること。中でも、鉄道と道路系交通が、企平な競争条件の下に各々の機能を効率的に発揮できるよう、国と地方公共団体が協力してインフラ部分を公的に保証する、「上下分離」を基本的な施策とすること。

国土交通大臣殿

平成 16 年 11 月 6 日
鉄道まちづくり会義参加者一同